特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１０１号
鹿児島県いちき串木野市ひばりが丘5782番地３
清算株式会社　竹下工業株式会社
代表清算人　竹下　健一
１　決定年月日　平成28年７月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し、各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
４　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２８年（再）第３号
京都市中京区御幸町通二条下る山本町425番地
再生債務者　株式会社大野録
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年10月３日から平成28年10月17日まで
京都地方裁判所第５民事部

平成２８年（再）第１号
福岡県八女市立花町谷川1659番地
再生債務者　倉八紙工株式会社
１　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年９月29日から平成28年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
神奈川県綾瀬市早川1693（前本店・神奈川県相模原市中央区東淵野辺４丁目24番５号）
再生債務者　有限会社大成物産
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成28年７月14日　水戸地方裁判所土浦支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第１号
横浜市中区日本大通11番地
再生債務者　株式会社エス・エフ・シー
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　横浜市中区住吉町１丁目２番地スカーフ会館５階　よこはま第一法律事務所
弁護士　桑原　康孝
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成28年７月15日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第４８号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢332番地１サンクレイドルみずほ台907号
再生債務者　上條　　新
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月17日から平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目27番24号
再生債務者　渡部　貴史
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第４３号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目23番14―401号
再生債務者　遠藤　孝吉
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１２号
千葉県木更津市畑沢４丁目25番19号
再生債務者　曽田　友弥
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再イ）第１１９号
愛知県あま市上萱津薬師47番地３
再生債務者　大阪谷　敦
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２７号
兵庫県西宮市柳本町９番34―405号
再生債務者　村山　大介
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２８年（再イ）第１６６号
福岡県糟屋郡新宮町花立花３丁目３番９号
再生債務者　川上　浩志
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月８日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月15日から平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１９５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須85番地７
再生債務者　楢橋　勇人
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月８日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月15日から平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２１１号
福岡市南区大橋２―24―25　メゾンドコンフォート912号室
再生債務者　金子　　覚
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月８日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月15日から平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１４号
北海道苫小牧市拓勇東町５丁目19番22号
再生債務者　駒田　　優
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月９日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月23日から平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（再イ）第１８４号
福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―106号
再生債務者　松田恵美子
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月17日から平成28年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部